理欠損金額又は欠損金額（終の事業年度／業年度の別表／該法人の前期）	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額（被合併法人等の最終の事業年度／若しくは分割前事業年度の別表／七㈠「５」又は当該法人の前期／の別表七㈠「５」）

を

被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額（被合併法人等の最終の事業年度／の別表七㈠「５」又は当該法人／の前期の別表七㈠「５」）	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額（被合併法人等の最終の事業年度／の別表七㈠「５」又は当該法人／の前期の別表七㈠「５」）

に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第57条第２項から第４項まで（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は第58条第２項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表七付表一の記載要領第11号中「次に掲げる欠損金額」を「法第57条第９項又は第58条第４項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の２第１項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額」に改め、同号①から③までを削り、同第11号を次のように改める。

３　「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額（前期の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表二「５」若しくは別表七㈠付表三「５」）」(1)、「被合併法人等の未処理欠損金額（最終の事業年度の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表二「５」）」(2)、「被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額（被合併法人等の最終の事業年度の別表七㈠「５」又は当該法人の前期の別表七㈠「５」）」(4)及び「被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額（被合併法人等の最終の事業年度の別表七㈠「５」又は当該法人の前期の別表七㈠「５」）」(5)の各欄は、

平成24年３月31日以前に終了した事業年度の別表七㈠の金額を記載する場合には、これらの欄中「別表七㈠「５」」とあるのは、「別表七㈠「３」」として記載すること。

別表七付表一の記載要領第四号中「「被合併法人等の未処理欠損金額（最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表二「５」）」(2)を「「被合併法人等の未処理欠損金額（最終の事業年度の別表七㈠「５」又は⑷、⑺若しくは別表七㈠付表二「５」）」(2)に、「若しくは同項の」を「又は同項の」に改め、「又は平成22年旧法第57条第２項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等が連結法人（同条第７項に規定する連結法人に限る。）である場合」を削り、同号①を削り、同号②中「又は平成22年旧令第112条第13項第１号及び第２号に定める欠損金額」を削り、同号②を同号①とし、同号③中「場合若しくは」を「場合又は」に、「若しくはこれら」を「又はこれら」に、「未処理欠損金額若しくは」を「未処理欠損金額又は」に改め、「又は平成22年旧令第112条第15項（平成22年旧令第116条の２第６項（未処理災害損失欠損金額の引継ぎの除外）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける平成22年旧令第112条第15項に規定する被合併法人等の欠損金額」を削り、同号③を同号②とし、同号④中「若しくは連結欠損金個別帰属額又は平成22年旧法第57条の２第２項第１号（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に掲げる欠損金額若しくは」を「又は」に改め、同号④を同号③とし、同第六号を削り、同第七号中「若しくは同条第４項」を「又は同条第４項」に改め、「又は平成22年旧法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合若しくは同条第５項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合」を削り、「各欄は、法第57条第３項」を「各欄は、同条第３項」に改め、「又は平成22年旧法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合若しくは同条第５項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合」及び「並びに平成22年旧法第57条第３項に規定する特定資本関係が同項に規定する５年前の日前に生じている場合における同条第２項に規定する未処理欠損金額及び同条第５項に規定する特定資本関係が同項に規定する５年前の日前に生じている場合における当該法人の欠損金額」を削り、同号を同第六号とし、同第八号を削り、同第九号中「又は平成22年旧令第112条第８項第１号（同条第10項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同第七号とし、同第十号②中「別表七㈠「12の③」の外書の金額」を「震災特例法第15条第１項に規定する繰戻対象震災損失金額」に改め、同号を同第八号とし、同表の記載要領に次の１号を加える。

９　法第57条第２項に規定する合併等事業年度又は法第58条第２項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された別表七㈠（これらの事業年度が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表一のうち当該被合併法人等に係るもの）の写しを添付すること。